

江東区防災マップ

②

公社南砂二丁目団地一帯
清澄庭園、東京海洋大学一帯
木場公園一帯



■避難場所とは？

大地震が起きたときには、多数の人命にかかわる延焼火災などの二次災害から身を守るために、一時的に避難する場所のことを避難場所といいます。江東区内には、12カ所が避難場所として指定されています。

■地区内残留地区とは？

市街地大火が発生しない地区のことをいいます。火災が発生しても近い距離（一区画程度）に避難すれば安全を確保でき、広域的な避難をする必要がない地区として東京都が指定しています。
注意：地区内残留地区は、広域的な避難を要しないだけであり、近隣のオープンスペース等への避難が必要になる場合があります。

中面では、状況に応じて心がけるべきことを色分けしています。

① 情報

ふだんから情報を集めておき、災害への準備をしておきましょう。

② 計画

いざというときの行動についていまのうちに確認しておきましょう。

③ 避難

災害が発生したら、あわてずに適切な行動がとれるように！

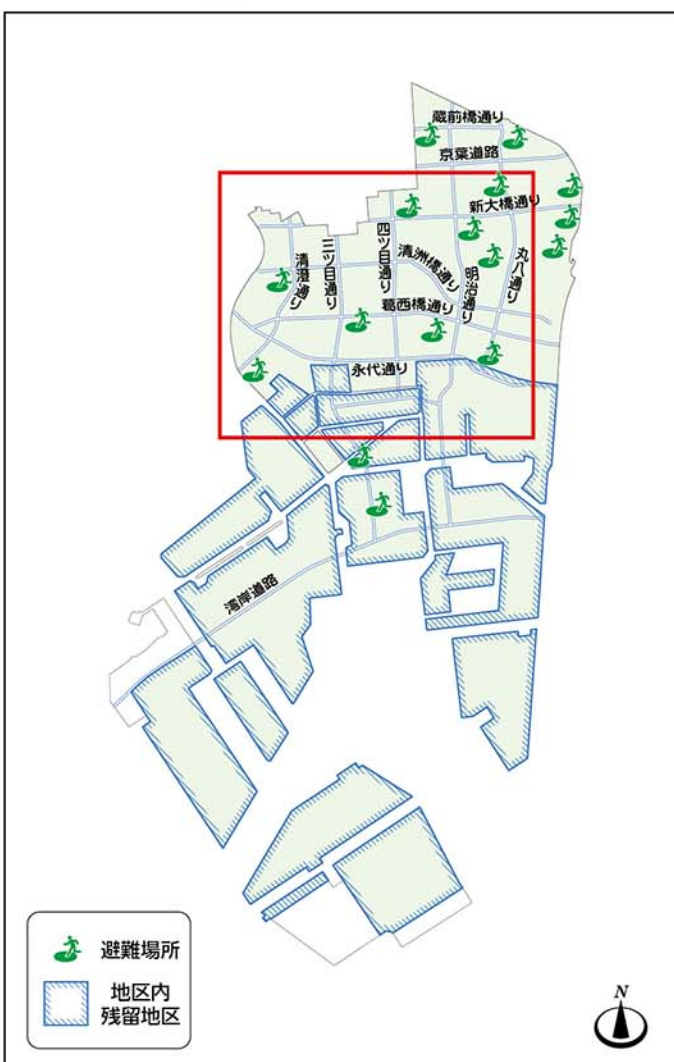
公社南砂二丁目団地一帯
〔北砂1・2、南砂1・2〕
清澄庭園

〔清澄1～3、常盤1-2、新大橋1～3、森下1、平野1、三好1、白河1、佐賀1-2、福住1-2、深川1-2〕

東京海洋大学一帯
〔永代1-2、門前仲町1-2、杜井1～3、古石場1～3、越中島1-2〕

木場公園一帯
〔森下2～5、平野2～4、三好2～4、白河2～4、高橋、冬木、富岡1-2、千代1～3、石島、千田、海辺、扇橋1～3、木場2～5、東陽1～7〕

このマップは、 枠内の範囲を表示しています。



凡 例

- 避難場所
震災時、地域全体が危険になったときに避難する場所
- 地区内残留地区
火災時に延焼の恐れが低く、広域的な避難の必要がない地区
- 拠点避難所
食料等の配給や情報収集等の活動拠点の役割も担う
- 避難所
区が開設する避難者受け入れ施設
- 一時(いつとき)避難施設
津波等の水害時において一時的に避難する施設
- 給水施設
- 防災行政無線
- 防災倉庫・水防倉庫
- 防災船着場
- 病院
- 消防署・出張所
- 警察署・交番・地域安全センター
- 学校
- 児童館
- 保育園
- 幼稚園
- 公園・児童遊園

① 避難

避難の流れ

大地震の場合

大地震の発生

各自で避難

地震発生直後、安全に往來が保たれる場合は、各自で避難が原則です。

一時(いつとき)集合場所(区立公園・児童遊園等)
周辺の状況確認・集団の形成 ※町会・自治会等で指定しています。

延焼火災なし

延焼火災あり

避難場所(都立公園等)
※地区内残留地区では、近隣の安全な区画に避難

危険が収束

避難所(区立小・中学校等)

洪水・高潮の場合

ハザードマップで自宅がどこにあるか確認

自宅が浸水区域外にある

いいえ

備蓄が十分にあり、浸水時間中安全に自宅にとどまることができる(※1)

はい

在宅避難

浸水区域外の親戚・知人宅、宿泊施設への避難が可能

はい

親戚・知人宅への避難
水平避難・広域避難(※2)

いいえ

垂直避難
避難所や最寄りの堅牢な建物の想定される水深より高い場所に避難(※2)

※1 大雨洪水の場合は、下水道等の処理能力を超える豪雨による浸水のため、比較的短時間で解消される。
※2 大雨洪水の場合は、すでに家屋となっているため、一層安全な避難行動を心がける。

江東区防災マップ②
令和7年7月発行 印刷物登録番号(7)18号
編集発行 江東区総務部危機管理室防災計画課
江東区東陽4-11-28
03(3647)9587(直通)
印刷所 株式会社 昭文社
東京都中央区晴海1-8-10
03(6745)0084

測量法に基づく国土地理院長承認(使用) R7JHs 32-D058710